

令和4年第4回臨時教育委員会会議議事録

本庁舎4階第一応接室  
令和4年3月23日(水)  
9時30分～9時45分

---

出席委員

教 育 長

計 田 春 樹

教育長職務代理者

今 村 保 恵

委 員

長谷川 武 司

委 員

高 橋 正 明

委 員

田 原 知 江

---

事 務 局

部長

木 村 敏 男

次長兼教育振興課長

石 原 洋

書記 教育振興課総務企画係長

大 村 寿 行

---

議	題
三教委議第13号	公職選挙法施行令第119条第2項の規定による個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則等の一部改正について（公開）
三教委議第14号	三原市教育委員会事務局の人事について（非公開）
三教委議第15号	会計年度任用職員の任用について（非公開）

---

---

**計田教育長** 令和4年第4回臨時教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は、今村委員と高橋委員に願います。

また、前回の第3回定例教育委員会会議の議事録の朗読並びに承認は、次回の会議で、今回の議事録とあわせて行いたいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

**計田教育長** それでは、そのように取り扱う。

---

**計田教育長** それでは、議事に入る。本日の議案は「三教委議第13号」を公開とし、それ以外は公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。審議の順については、次第に沿って審議したいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

**計田教育長** そのように取り扱う。それでは「三教委議第13号」について事務局から説明願いたい。

**石原次長兼教育振興課長** 1ページ三教委議第13号「公職選挙法施行令第119条第2項の規定による個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則等の一部改正について」説明します。2ページ提案理由にありますとおり三原市本郷公民館及び三原市本郷体育センターの廃止に伴い所要の改正を行うため、この案を提出するものです。内容は1ページ中段の第1条で公職選挙法施行令第119条第2項の規定による個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部改正、第2条で公職選挙法施行令第121条の規定により納付すべき費用額に関する規則の一部改正、2ページ第3条で三原市本郷体育センター設置及び管理条例施行規則の廃止の3点です。3ページからは新旧対照表を添付しています。まず公職選挙法施行令第119条第2項の規定による個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部改正ですが、現行欄にある三原市本郷公民館及び三原市本郷体育センターの項にある設備の箇所に傍線を入れています。この部分について削除します。3ページから6ページ中段まで記載しています。続いて、6ページ中段、公職選挙法施行令第121条の規定により納付すべき費用額に関する規則の一部改正ですが、現行欄の第1条第3号に三原市本郷体育センター設置及び管理条例第6条に規定する額がありますが、施設の廃止に伴い、削除するものです。3点目、三原市本郷体育センター設置及び管理条例施行規則は廃止のため、新旧対照表の中には記載がありません。

**計田教育長** 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

(なし)

**計田教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第13号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

**計田教育長** 全員賛成と認める。よって、「三教委議第13号」は原案どおり可決された。ここから非公開にて審議する。

(非公開案件審議後)

---

**計田教育長** 以上で第4回臨時教育委員会会議を終了する。

9時45分 教育委員会会議終了  
傍聴者なし

---

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証するため、ここに署名する。

署名 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_